

公立大学法人山梨県立大学監事監査規程

(平成22年4月1日制定 法人第2201号)

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第13条第4項及び公立大学法人山梨県立大学定款（以下「定款」という。）第9条第6項の規定に基づき、公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）の業務について、監事が行う監査（以下「監査」という。）及び意見の提出に関し必要な事項を定める。

(監査の目的)

第2条 監査は、法人の業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を期することを目的とする。

(監査の対象)

第3条 監査は、法人の業務及び会計について行う。

(監査の種類及び方法)

第4条 監査の種類は、業務監査及び会計監査とする。

2 前項に規定する監査は、書面及び実地で行う。

3 監査の時期は、業務監査については毎年度1回行い、会計監査については毎年度決算時に行う。また、監事が必要と認めたときは臨時で行うことができる。

4 監事は、監査にあたっては、監査室と連携し、的確かつ効果的な監査の実施に努めるものとする。

(監査計画)

第5条 監事は、毎年度初めに監査計画を作成し、速やかに理事長に提出するものとする。ただし、臨時監査については、この限りではない。

(経営審議会等への出席)

第6条 監事は、経営審議会その他重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

(監査の補助)

第7条 監事は、理事長の承認を得て、職員に監査に関する事務を補助させることができる。

2 前項に規定する職員は、監査業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(監査の協力)

第8条 監事は、必要に応じ、役員及び職員に対して質問し、説明及び資料の提出を求めることができる。

2 役員及び職員は、監査に協力しなければならない。

(監査結果の報告)

第9条 監事は、監査終了後、速やかに監査結果報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。

2 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、意見を付すことができる。

(改善措置等)

第10条 理事長は、監査の結果報告に基づき改善すべき事項がある場合は、速やかに改善措置を講じ、その結果を監事に通知しなければならない。

(知事への意見の提出)

第11条 監事は、法第13条第9項及び定款第9条第9項の規定に基づき、山梨県知事（以下「知事」という。）に意見を提出する場合は、あらかじめ理事長にその旨を通知しなければならない。

(監事に回覧する文書)

第12条 次に掲げる文書は、監事に回覧しなければならない。

(1) 知事及び行政機関等に提出する認可又は承認の申請書その他重要な文書

(2) 知事及び行政機関等から発せられた認可又は承認の文書その他重要な文書

- (3) 契約に関する重要な文書
- (4) 訴訟に関する重要な文書
- (5) その他業務に関する重要な文書

(事故又は異例の事態の監事への報告)

第13条 業務上の重大な事故又は異例の事態が発生したときは、役員及び関係職員は、速やかにその旨を口頭又は文書で監事に報告しなければならない。

(法令違反等の報告)

第14条 監事は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法、他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、知事に報告しなければならない。

(委任)

第15条 監査の手続きその他この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。